

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号）  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
附則			
（信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法施行規則以外の命令の適用関係）			
第三十八条 法附則第三十三条第二項の規定により令附則第十六条第一項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる命令の規定の適用については、同欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			
読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える命令の規定	読み替えられる字句
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七條の三十一の十八ただし書	貯金者（法）	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七條の三十一の十八ただし書	〔同上〕
貯金者を	預金者（再編強化法附第三十三条第二項の規定により適用する法）	〔同上〕	〔同上〕
預金者を	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
附則			
（信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法施行規則以外の命令の適用関係）			
第三十八条 〔同上〕			
読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える命令の規定	読み替えられる字句
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七條の三十一の十八ただし書	〔同上〕	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七條の三十一の十八ただし書	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

「略」	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七條の三十一の十八各号	貯金者	貯金者に
		預金者	預金者に

「同上」	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七條の三十一の十八第一項各号	「同上」	「同上」
		「同上」	「同上」